

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230301	株式会社シンポジウム(法人番号2180001077605) 代表者柴田康一	愛知県小牧市大字東田中2061番地1	安八営業所	岐阜県安八郡安八町大森字中沼415-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4	令和4年5月18日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(2)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	1	1
2	20230308	有限会社伊藤商店(法人番号1180002058480) 代表者伊藤一朗	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字富士23番地	本社営業所	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字富士23番地	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第25条第2項	令和4年11月1日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	4	4
3	20230308	株式会社友成陸運(法人番号6180001141679) 代表者平野友之	岐阜県瑞穂市野田新田4031番地1	本社営業所	岐阜県瑞穂市野田新田4031番地1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月24日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(3)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	4	4
4	20230310	ヤマト運輸株式会社(法人番号1010001092605) 代表者長尾裕	東京都中央区銀座2丁目16番10号	若狭営業所	福井県敦賀市樋ノ水町28番3号	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和4年10月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20230315	株式会社丸敏(法人番号4080401019140) 代表者山下正昭	静岡県御前崎市池新田4572番地の1	本社営業所	静岡県御前崎市池新田4572番地の1	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和4年8月5日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7
6 20230315	株式会社心希(法人番号8080401021217) 代表者岡田祐司	静岡県浜松市西区大人見町1600番地の422	本社営業所	静岡県浜松市北区細江町三和130番地の16	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月4日及び令和4年10月24日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20230315	大日運輸株式会社(法人番号6190001015378) 代表者水谷義雄	三重県四日市市午起2丁目3-17	川越営業所	三重県三重郡川越町大字当新田字宮前635-1	輸送施設の使用停止(105日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月31日及び令和4年11月10日、酒気帯び運転したことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	11	11
8 20230315	佐川急便株式会社(法人番号8130001000053) 代表者本村正秀	京都府京都市南区上鳥羽角田町68	名古屋小田井営業所	愛知県名古屋市区長先町118番地	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和5年1月26日及び令和5年2月9日、重傷事故を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
9 20230317	西濃運輸株式会社(法人番号7200001015755) 代表者小寺康久	岐阜県大垣市田口町1	岐阜支店	岐阜県岐阜市柳津町流通センター3-1-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和5年2月24日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
10 20230324	株式会社アクア(法人番号4200001020064) 代表者古田昭二	岐阜県関市小瀬南2丁目22番4号	関営業所	岐阜県関市倉知3238番地3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和4年4月14日、無免許運転を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11	20230324	大仁運輸株式会社(法人番号6080101004738) 代表者鈴木誠治	静岡県富士市厚原202番地の2	沼津営業所	静岡県沼津市大岡2781番地の2	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月17日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	10
12	20230328	株式会社針尾ロジスティック(法人番号9180002071170) 代表者針尾数男	愛知県春日井市柏原町五丁目67番地	岐阜営業所	岐阜県岐阜市柳津町北塚4丁目33番1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年7月5日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	47	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13 20230328	株式会社針尾ロジスティック(法人番号9180002071170) 代表者針尾数男	愛知県春日井市柏原町五丁目67番地	春日井営業所	愛知県春日井市春日井町土合62-5	事業停止(30日間)及び輸送施設の使用停止(170日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和4年7月7日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)乗務等の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)	47	47
14 20230330	西濃運輸株式会社(法人番号7200001015755)代表者小寺康久	岐阜県大垣市田口町1	四日市支店	三重県四日市市日永1丁目935-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和5年2月21日、重傷事故を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。